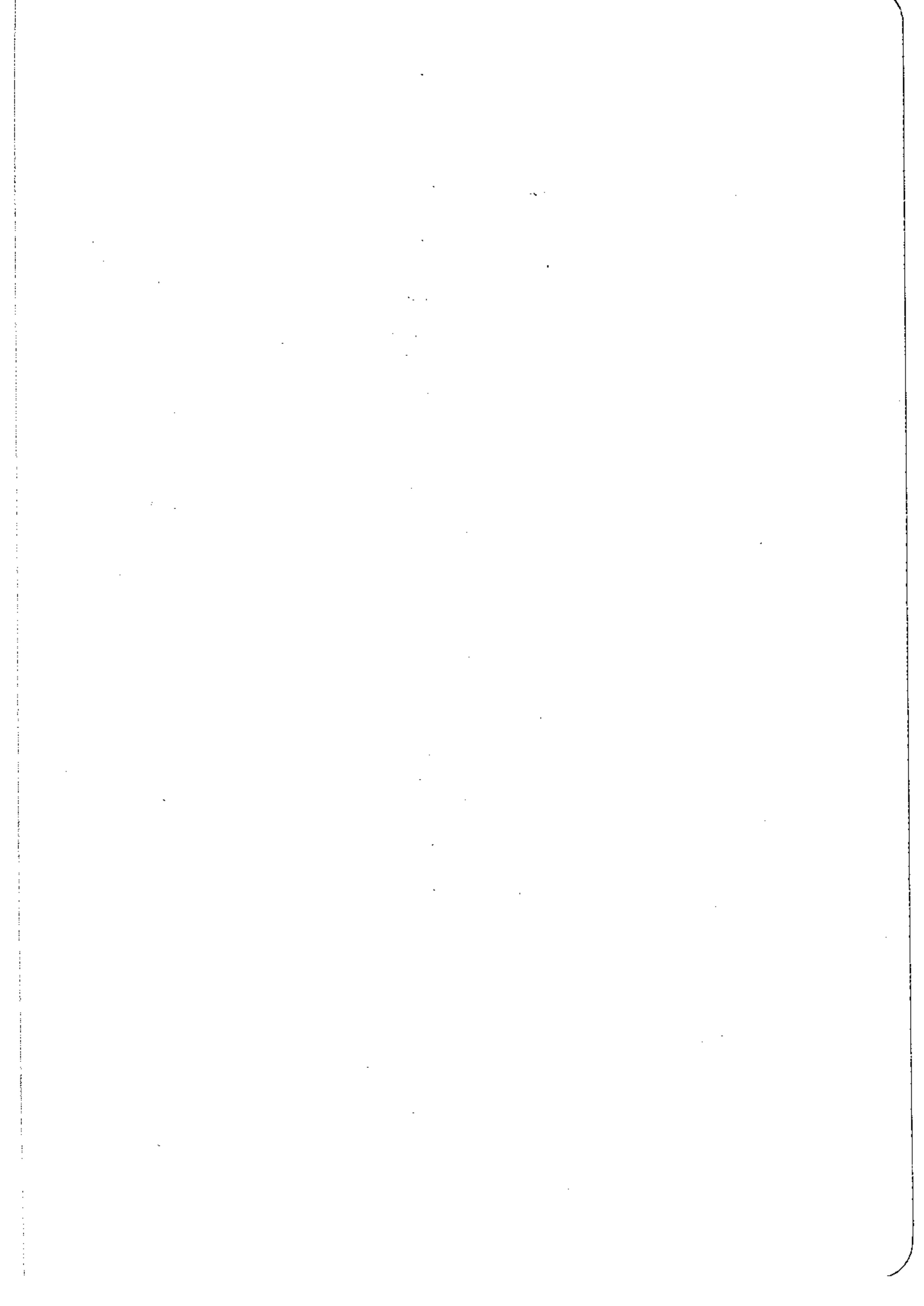


エ・ラ・ゲ 訳

イエズス・  
キリストの  
新  
約  
聖  
書

中央出版社



## 凡例

(1) 聖書の原文は、日本古代の文章と同様、句読点のない一編の文章であるが、便宜上、従来句読点をほどこし、かつ章と節に分けてきた。しかし、これだけではなお不充分なため、意義上から文章を編と項と款とに分けて、それぞれ表題を付し、また事がらが異なるに従つて行を改め小題を付した。この小題は近代の最も有名な聖書学者の説によつたとはいふものの、結局は個人的方案にすぎない。

(2) 本文に\*印を付した言葉は辞解において解釈したから読者の参考を望む。

(3) 聖書中の相類するところを対照するのに便利なように、書名と章節を示した。・の前の数字は章を示し、・の次の数字は節を示し、△は乃至の略字として用いた。

(4) 本文中の文字の横に小さな数字で1、2、3などと付したのは、各章の最後に記した註の合い印である。

(5) 「」内の言葉は原文にはないが、意味を明瞭にするため、やむを得ず加えたものである。

(6) (7) (8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (16) (17) (18) (19) (20) (21) (22) (23) (24) (25) (26) (27) (28) (29) (30) (31) (32) (33) (34) (35) (36) (37) (38) (39) (40) (41) (42) (43) (44) (45) (46) (47) (48) (49) (50) (51) (52) (53) (54) (55) (56) (57) (58) (59) (60) (61) (62) (63) (64) (65) (66) (67) (68) (69) (70) (71) (72) (73) (74) (75) (76) (77) (78) (79) (80) (81) (82) (83) (84) (85) (86) (87) (88) (89) (90) (91) (92) (93) (94) (95) (96) (97) (98) (99) (100) (101) (102) (103) (104) (105) (106) (107) (108) (109) (110) (111) (112) (113) (114) (115) (116) (117) (118) (119) (120) (121) (122) (123) (124) (125) (126) (127) (128) (129) (130) (131) (132) (133) (134) (135) (136) (137) (138) (139) (140) (141) (142) (143) (144) (145) (146) (147) (148) (149) (150) (151) (152) (153) (154) (155) (156) (157) (158) (159) (160) (161) (162) (163) (164) (165) (166) (167) (168) (169) (170) (171) (172) (173) (174) (175) (176) (177) (178) (179) (180) (181) (182) (183) (184) (185) (186) (187) (188) (189) (190) (191) (192) (193) (194) (195) (196) (197) (198) (199) (200) (201) (202) (203) (204) (205) (206) (207) (208) (209) (210) (211) (212) (213) (214) (215) (216) (217) (218) (219) (220) (221) (222) (223) (224) (225) (226) (227) (228) (229) (230) (231) (232) (233) (234) (235) (236) (237) (238) (239) (240) (241) (242) (243) (244) (245) (246) (247) (248) (249) (250) (251) (252) (253) (254) (255) (256) (257) (258) (259) (260) (261) (262) (263) (264) (265) (266) (267) (268) (269) (270) (271) (272) (273) (274) (275) (276) (277) (278) (279) (280) (281) (282) (283) (284) (285) (286) (287) (288) (289) (290) (291) (292) (293) (294) (295) (296) (297) (298) (299) (300) (301) (302) (303) (304) (305) (306) (307) (308) (309) (310) (311) (312) (313) (314) (315) (316) (317) (318) (319) (320) (321) (322) (323) (324) (325) (326) (327) (328) (329) (330) (331) (332) (333) (334) (335) (336) (337) (338) (339) (340) (341) (342) (343) (344) (345) (346) (347) (348) (349) (350) (351) (352) (353) (354) (355) (356) (357) (358) (359) (360) (361) (362) (363) (364) (365) (366) (367) (368) (369) (370) (371) (372) (373) (374) (375) (376) (377) (378) (379) (380) (381) (382) (383) (384) (385) (386) (387) (388) (389) (390) (391) (392) (393) (394) (395) (396) (397) (398) (399) (400) (401) (402) (403) (404) (405) (406) (407) (408) (409) (410) (411) (412) (413) (414) (415) (416) (417) (418) (419) (420) (421) (422) (423) (424) (425) (426) (427) (428) (429) (430) (431) (432) (433) (434) (435) (436) (437) (438) (439) (440) (441) (442) (443) (444) (445) (446) (447) (448) (449) (450) (451) (452) (453) (454) (455) (456) (457) (458) (459) (460) (461) (462) (463) (464) (465) (466) (467) (468) (469) (470) (471) (472) (473) (474) (475) (476) (477) (478) (479) (480) (481) (482) (483) (484) (485) (486) (487) (488) (489) (490) (491) (492) (493) (494) (495) (496) (497) (498) (499) (500) (501) (502) (503) (504) (505) (506) (507) (508) (509) (510) (511) (512) (513) (514) (515) (516) (517) (518) (519) (520) (521) (522) (523) (524) (525) (526) (527) (528) (529) (530) (531) (532) (533) (534) (535) (536) (537) (538) (539) (540) (541) (542) (543) (544) (545) (546) (547) (548) (549) (550) (551) (552) (553) (554) (555) (556) (557) (558) (559) (560) (561) (562) (563) (564) (565) (566) (567) (568) (569) (570) (571) (572) (573) (574) (575) (576) (577) (578) (579) (580) (581) (582) (583) (584) (585) (586) (587) (588) (589) (590) (591) (592) (593) (594) (595) (596) (597) (598) (599) (600) (601) (602) (603) (604) (605) (606) (607) (608) (609) (610) (611) (612) (613) (614) (615) (616) (617) (618) (619) (620) (621) (622) (623) (624) (625) (626) (627) (628) (629) (630) (631) (632) (633) (634) (635) (636) (637) (638) (639) (640) (641) (642) (643) (644) (645) (646) (647) (648) (649) (650) (651) (652) (653) (654) (655) (656) (657) (658) (659) (660) (661) (662) (663) (664) (665) (666) (667) (668) (669) (670) (671) (672) (673) (674) (675) (676) (677) (678) (679) (680) (681) (682) (683) (684) (685) (686) (687) (688) (689) (690) (691) (692) (693) (694) (695) (696) (697) (698) (699) (700) (701) (702) (703) (704) (705) (706) (707) (708) (709) (7010) (7011) (7012) (7013) (7014) (7015) (7016) (7017) (7018) (7019) (7020) (7021) (7022) (7023) (7024) (7025) (7026) (7027) (7028) (7029) (7030) (7031) (7032) (7033) (7034) (7035) (7036) (7037) (7038) (7039) (70310) (70311) (70312) (70313) (70314) (70315) (70316) (70317) (70318) (70319) (70320) (70321) (70322) (70323) (70324) (70325) (70326) (70327) (70328) (70329) (70330) (70331) (70332) (70333) (70334) (70335) (70336) (70337) (70338) (70339) (70340) (70341) (70342) (70343) (70344) (70345) (70346) (70347) (70348) (70349) (70350) (70351) (70352) (70353) (70354) (70355) (70356) (70357) (70358) (70359) (70360) (70361) (70362) (70363) (70364) (70365) (70366) (70367) (70368) (70369) (70370) (70371) (70372) (70373) (70374) (70375) (70376) (70377) (70378) (70379) (70380) (70381) (70382) (70383) (70384) (70385) (70386) (70387) (70388) (70389) (70390) (70391) (70392) (70393) (70394) (70395) (70396) (70397) (70398) (70399) (703100) (703101) (703102) (703103) (703104) (703105) (703106) (703107) (703108) (703109) (703110) (703111) (703112) (703113) (703114) (703115) (703116) (703117) (703118) (703119) (703120) (703121) (703122) (703123) (703124) (703125) (703126) (703127) (703128) (703129) (703130) (703131) (703132) (703133) (703134) (703135) (703136) (703137) (703138) (703139) (703140) (703141) (703142) (703143) (703144) (703145) (703146) (703147) (703148) (703149) (703150) (703151) (703152) (703153) (703154) (703155) (703156) (703157) (703158) (703159) (703160) (703161) (703162) (703163) (703164) (703165) (703166) (703167) (703168) (703169) (703170) (703171) (703172) (703173) (703174) (703175) (703176) (703177) (703178) (703179) (703180) (703181) (703182) (703183) (703184) (703185) (703186) (703187) (703188) (703189) (703190) (703191) (703192) (703193) (703194) (703195) (703196) (703197) (703198) (703199) (703200) (703201) (703202) (703203) (703204) (703205) (703206) (703207) (703208) (703209) (703210) (703211) (703212) (703213) (703214) (703215) (703216) (703217) (703218) (703219) (703220) (703221) (703222) (703223) (703224) (703225) (703226) (703227) (703228) (703229) (703230) (703231) (703232) (703233) (703234) (703235) (703236) (703237) (703238) (703239) (703240) (703241) (703242) (703243) (703244) (703245) (703246) (703247) (703248) (703249) (703250) (703251) (703252) (703253) (703254) (703255) (703256) (703257) (703258) (703259) (703260) (703261) (703262) (703263) (703264) (703265) (703266) (703267) (703268) (703269) (703270) (703271) (703272) (703273) (703274) (703275) (703276) (703277) (703278) (703279) (703280) (703281) (703282) (703283) (703284) (703285) (703286) (703287) (703288) (703289) (703290) (703291) (703292) (703293) (703294) (703295) (703296) (703297) (703298) (703299) (703300) (703301) (703302) (703303) (703304) (703305) (703306) (703307) (703308) (703309) (703310) (703311) (703312) (703313) (703314) (703315) (703316) (703317) (703318) (703319) (703320) (703321) (703322) (703323) (703324) (703325) (703326) (703327) (703328) (703329) (703330) (703331) (703332) (703333) (703334) (703335) (703336) (703337) (703338) (703339) (703340) (703341) (703342) (703343) (703344) (703345) (703346) (703347) (703348) (703349) (703350) (703351) (703352) (703353) (703354) (703355) (703356) (703357) (703358) (703359) (703360) (703361) (703362) (703363) (703364) (703365) (703366) (703367) (703368) (703369) (703370) (703371) (703372) (703373) (703374) (703375) (703376) (703377) (703378) (703379) (703380) (703381) (703382) (703383) (703384) (703385) (703386) (703387) (703388) (703389) (703390) (703391) (703392) (703393) (703394) (703395) (703396) (703397) (703398) (703399) (703400) (703401) (703402) (703403) (703404) (703405) (703406) (703407) (703408) (703409) (703410) (703411) (703412) (703413) (703414) (703415) (703416) (703417) (703418) (703419) (703420) (703421) (703422) (703423) (703424) (703425) (703426) (703427) (703428) (703429) (703430) (703431) (703432) (703433) (703434) (703435) (703436) (703437) (703438) (703439) (703440) (703441) (703442) (703443) (703444) (703445) (703446) (703447) (703448) (703449) (703450) (703451) (703452) (703453) (703454) (703455) (703456) (703457) (703458) (703459) (703460) (703461) (703462) (703463) (703464) (703465) (703466) (703467) (703468) (703469) (703470) (703471) (703472

## 序

**新約聖書のこと** 新約とは、人に対する真の神が、かつてモイゼを通じてなし給うた契約に代わり、イエズス・キリストを通して新たになし給うた約束のことである。これによつて、イエズス・キリストまでの時代を旧約時代と言い、イエズス以後の時代を新約時代と言う。

聖書とは、神の教えおよび約束を載せるために神感によつてしたためられた書物のことで、旧約聖書が四十六部、新約聖書が二十七部ある。この新約聖書は歴史、教訓、予言の三部に大別される。すなわち四福音書と使徒行録からなる歴史部、使徒たちの二十一の書簡からなる教訓部、黙示録の予言部とがそれである。各聖書の原文はマテオ福音書（アラマイ語）を除きギリシア語をもつてしたためられたものと思われる。

**聖福音書のこと** 「福音」の原語は「良い告げ」、「喜ばしい音信」<sup>おとずれ</sup>の意味で、幸いな音信、すなわち人類最大の幸福である罪の贖いの告げを言う。また特にイエズス・キリストの教えを言い、イエズス・キリストの言行を載せた書物、いわゆる福音書をさすに至つた。もちろん福音の名称で書かれた書物が他にないわけではなく、公教会が神感によるものと認定したものは四部で、これを四福音、または四福音書と言う。すなわちマテオ、マルコ、ルカ、ヨハネの福音書がそれである。この四人の記者は、氣質、身分、才知などはそれぞれ異なつてゐるが、その文章はどれも文飾がなく淡泊で、同一の調子、同一の信仰と愛とをもつて、ありのままに事がらを述べ、不思

議さを極めたことさえ不思議とせずに、これを自然のことのようすに語つてゐる。またイエズスがほめられ給うても、そしられ給うても、祟められ給うても、恥辱に飽かされ給うても、その様子を同一にかけ、自分からは何もこれについて批評せずに、ただ事実の正直な証人として留まり、四書とも同一の福音であることを証明してゐる。それゆえ心ある人なら一読してそのことを感じないではいられないだろう。四福音書のほかに書かれた福音書は、絶対的に全部誤つてゐるとは言えないが、神感によるものとは言えないから、これを偽福音書と言う。四福音書のうち、マテオ、マルコ、ルカの三福音書は相似した所が非常に多いので、早くから共観的に対照されたため、これを共観福音書と言う。なお各書の特色は、その序言で述べることにする。

**使徒書簡** 聖書として保存された使徒の書簡の数は二十一書で、使徒全部が作者ではない。十二使徒中、ペトロの書が二つ、ヤコボが一つ、ヨハネが三つ、ユダが一つで、特別に使徒と呼ばれたパウロの十四書から成り立つてゐる。どの書も福音の教えを信者生活の種々の場合に適用したもので、キリスト教の趣意<sup>しゆい</sup>および実行の要を悟るのに必須<sup>ひつゆ</sup>なものであるばかりでなく、その説くことは興味深く、また実際的であるから、これを用いることによつて初代以来代々に紛起した異端説を打破するためには常に役立つのである。とはいゝものの、各書はそれぞれ別の目的をもつており、時と場合に応じて当面の事がらを論じたものであつて、もちろん教理全体をつくしたものでないから、読者は当然これらを総合融通して、あちこちと相補う心がまえが必要である。

なお各書の特色は、その序言で述べることにする。

## 目次

序 言	マテオ聖福音書
第一編 キリストの私生活	
第一項 キリスト人性の系図	一一一
第二項 ヨセフとマリアとの婚姻およびキリストの誕生	一四三
第三項 博士たちの参拝	一五三
第四項 聖家族エジプトへ避難す	一六五
第五項 エジプトよりの帰国	一七七
第二編 キリストの公生活	
第一項 キリスト宣教の予備	一八八
第一款 洗者ヨハネの先駆	一八八
第二款 キリスト自身の予備	一九八
第二項 イエズスのキリストたることを証明すべき事実および談話	二〇一
第一款 イエズス布教の初め	二〇一
第二款 山上の説教	二一〇
第三款 ガリレアにおける種々の奇跡	二一〇
第四款 イエズスおよび使徒たちのガリレア布教	二二五
第五款 イエズスおよび洗者ヨハネ	二二五
第六款 不信仰の報いと信仰の報い	二三〇
序 言	マルコ聖福音書
第一編 キリストの公生活	
第一項 キリストの先駆者	二四八
第二項 キリストの宣教の初め	二四八

第三項 イエズスに敵するもの起る

第一款 イエズスとファリザイ人

第二款 天国のたとえ

第三款 諸所への旅行、ファリザイ人の憎みいや増す

元

第四款 ガリレアにおけるイエズスの布教の盛時

元

第五款 ガリレアにおけるイエズスの布教の盛時

元

第三編 イエズスの最後の週間

第一項 イエズス、エルザレムに歓迎せられ給う

元

第二項 エルザレムにおけるイエズスの所業

元

第三項 イエズス、エルザレムの滅亡等を予言し給う

元

第四項 敵らいエズスの死刑を計る

元

第五項 最終の晩さん

元

第六項 ゲッセマニにおけるイエズス

元

第七項 イエズス捕えられ給う

元

第八項 イエズス、カイファの家に引かれ給う

元

第九項 イエズス、ピラトの前に出廷し給う

元

第十項 十字架上の犠牲

元

第四編 キリストの復活

元

マルコ聖福音書

第一編 キリストの公生活

元

第一項 キリストの先駆者

元

第二項 キリストの宣教の初め

元

第三項	人々イエズスに反抗し始む	四〇
第四項	使徒の選定より第一の派遣までの事実	四一
第五項	イエズス、ガリレアを巡り給う	一〇三
第六項	イエズス弟子たちに、おのが受難を予期せしめ 給う	一〇九
第七項	イエズス、ペレア地方に留まり、ついにエルザ レムにおもむき給う	一一〇
第二編	イエズスの最後の週間	一一一
第一項	イエズス、エルザレムにて歓迎せられ給う	一一二
第二項	イエズス、審判権を示し給う	一一三
第三項	エルザレムの滅亡などの予言	一一四
第四項	イエズスの受難の予備	一一五
第五項	イエズスのご受難	一一六
第三編	イエズスの「復活および」昇天	一一七
	ルカ福音書	一一八
序 言		一一九
緒 言		一二〇
第一編 キリストの幼年および私生活		一二一
第一項 キリスト降誕の予備		一二二
第一款 洗者ヨハネ誕生の次第		一二三
第二款 マリア、天使の告げをこうむる		一二四
第三款 マリア、エリザベトを訪問す		一二五
第二項 イエズス・キリストのご降誕		一二六

第三項	キリストの幼年	一〇一
第一編 キリストの公生活		一〇二
第一項 キリスト布教の予備		一〇三
第一款 洗者ヨハネの先駆		一〇四
第二款 イエズス自身の予備		一〇五
第二項 イエズス、ガリレアに布教し給う		一〇六
第一款 十二使徒選定以前の事実		一〇七
第二款 十二使徒選定後の事実		一〇八
第二編 イエズス、エルザレムへの最後の旅行		一〇九
第一項 旅行の初めの事実		一一〇
第二項 旅行中の他の事実		一一一
第三項 旅行の終わり		一一二
第四編 イエズスの「受難および」復活		一一三
第一項 最後の一周間の初め		一一四
第一款 エルザレムにて歓迎せられ給う		一一五
第二款 イエズスとの敵		一一六
第三款 種々の予言		一一七
第二項 イエズスのご受難、ご死去、および葬り		一一八
第一款 敵らいエズスの死刑を計る		一一九
第二款 最終の晩さん		一二〇
第三款 ゲッセマニにおけるイエズス		一二一
第四款 イエズス捕えられ給う		一二二
第五款 イエズス、ピラトの前に出廷し給う		一二三
第六款 十字架上の犠牲		一二四

第三項 イエズスのご復活	三三
ヨハネ福音書	三三
序文 託身のみ言葉	三三
第一編 イエズス言行をもつてその神性および派遣を証し給う	三三
第一項 最初の証明および行為	三三
第一款 洗者ヨハネ、イエズスを証明す	三三
第二款 イエズス、自らを証明し給う	三三
第二項 各地における布教	三三
第一款 イエズス、過ぎ越しの祭にのぼり給う	三三
第二款 イエズス、ユダヤに留まり給う	三三
第三款 イエズス、サマリアをよぎり給う	三三
第四款 イエズス、ガリレアに至り給う	三四
第三項 イエズスに対する恨み現わる	三四
第一款 イエズス、祭日にのぼり給う	三四
第二款 イエズス、ガリレアにて信仰の激変を起こさせ給う	三四
第四項 イエズスとユダヤ人の衝突ますますはなはだし	三四
第一款 イエズス、幕屋の祭に行き給う	三四
第二款 生まれながらのめしいいやさる	三四
第三款 良き牧者	三四

第四款 イエズス、奉殿記念祭にのぼり給う	三四
第五項 衝突その極に達す	三四
第一款 ラザルの復活	三四
第二款 イエズスの聖役終わらんとす	三四
第一編 主イエズス、「受難」「死去」「復活等をもつておのが派遣と神性とを証し給う	三四
第一項 イエズス、おのれに関する証言を全うし給う	三四
第一款 過ぎ越しの晩さん	三四
第二款 食堂における談話	三四
第三款 ゲッセマニに行く途中の談話	三四
第四款 イエズスの司祭的祈祷	三四
第二項 イエズスのご死去およびご復活	五六
第一款 イエズスのご受難	五六
第二款 イエズスのご復活および出現	五六
使徒行録	五六
序言	五六
第一編 聖ペトロの事跡	五六
第一項 エルザレムにおける聖会の開始	五六
第一款 キリスト伝と聖会史との間の事ががら	五六
第一款 キリストのご昇天	五六
第一款 使徒たちユダの後任者を選む	五六
第二款 聖靈降臨によりてエルザレムにおける聖会、創立せらる	五六

第一 第一 聖靈降臨.....	三〇
第二 第二 ペトロの説教.....	三〇
第三 第三 その説教の結果.....	三〇
<b>第三款 聖会の発展.....</b>	<b>三〇</b>
第一 第一 ペトロ、生まれつきの足なえを全癒せしむ.....	三〇
第二 第二 ペトロ、神殿にて談話す.....	三〇
第三 第三 ペトロおよびヨハネ、衆議所においてキリストを証す.....	三〇
第四款 神、聖会を保護し給う.....	三一
第一 初代信者の徳.....	三一
第二 第二 アナニアとサファイラとの事件.....	三一
第三 第三 使徒たち奇跡を行ないて信者の数増加す.....	三一
第四 第四 迫害起りて使徒たちますます奮發す.....	三一
第五款 聖ステファノの殉教.....	三一
第一 執事の選挙.....	三一
第二 第二 ステファノ衆議所に引かる.....	三一
第三 第三 ステファノの説教.....	三一
第四 第四 ステファノの最期.....	三一
第五 第五 激しき迫害起る.....	三一
<b>第二項 教会、異邦人のうちに広まらんとする感化.....</b>	<b>三一</b>
第一款 サマリア人およびエチオピアの闇者に及ぼせる感化.....	三一
第一 第一 フィリップのサマリアにおける布教の功績.....	三一
第二 第二 サマリアにおけるペトロおよびヨハネの聖役.....	三一

第三 第三 エチオピアの闇者の感化.....	三二
<b>第二款 サウロ、異邦人にキリストを知らしむるために選まる.....</b>	<b>三二</b>
第一 第一 サウロの不思議なる改心およびサウロの布教.....	三二
第二 第二 百夫長コルネリオの改宗、および異邦人中の教会開始.....	三二
第三 第三 エルザレムの信徒、ペトロの処置を非難してこれを賞讃す.....	三二
第一 第一 ルッダおよびヨッペにおけるペトロの奇跡.....	三三
第二 第二 百夫長コルネリオの改宗.....	三三
第三 第三 エルザレムの信徒、ペトロの処置を非難してこれを賞讃す.....	三三
第四 第四 アンチオキアの教会開始.....	三三
第三項 第三項 ヘロデ・アギリッパ一世、教会を迫害す.....	三三
第一編 第一編 聖パウロの事跡.....	三三
第一項 第一項 パウロの第一回伝道旅行.....	三三
第二項 第二項 エルザレムの教議会.....	三三
第三項 第三項 パウロの第二回伝道旅行.....	三三
第四項 第四項 パウロの第三回伝道旅行.....	三三
第五項 第五項 エルザレムにおけるパウロの就縛.....	三三
第六項 第六項 パウロ衆議所に出頭しカイザリアへ護送せらるる.....	三三
第七項 第七項 カイザリアにおけるパウロの入獄.....	三三
第八項 第八項 パウロ、フェストの法廷に出頭する.....	三三
第九項 第九項 パウロ、ロマへ出立して難船に会う.....	三三
第十項 第十項 パウロ、マルタに漂流しロマに至る.....	三三

## ロマ書

序言	三七
発端	三九
<b>第一編 教義上のこと、イエズス・キリストにおける信仰によりて義とせらるること</b>	三九〇
第一項 義とせらるるの必要および性質	三九〇
第一款 人みな義とせらるるを要す	三九〇
第二款 旧約をもつて信仰によりて義とせらることを証す	三九一
第三款 キリストによる義の充満せること	三九六
第四款 キリストとアダムとの比較	三九九
<b>第二項 キリストによる義の道義的結果</b>	四〇〇
第一款 キリストにおける信仰によりて義とせられし人の道義的生活	四〇〇
第二款 堕落者における律法	四〇一
第三款 キリストによりて再生したる人の幸いなるありさま	四〇四
<b>第三項 キリストによる義に対するユデア人の位地</b>	四〇七
第一款 イスラエル人排斥せられしも、神の約束は誠実にしてその処置は正義完全なり	四〇九
第二款 イスラエル人の排斥せらるるは、そのあやまちによれり	四一〇
第三款 イスラエル人にとりての大きい慰め	四一三

## 第二編 條理上のこと

<b>第一項 キリスト的生活の勧告</b>	四一四
第一款 キリスト信者相互の義務	四一五
第二款 社会における信徒の義務	四一六
第三款 信仰の弱き信徒に対する方法	四一八
第二項 パウロ自身に關する事故	四二〇
第一款 弁解および願望	四二一
第二款 種々の伝言など	四二二
<b>第一編 コリント前書</b>	四二五
序言	四二五
冒頭	四二六
<b>第一編 コリント信者間の分裂をとがむ</b>	四二九
第一項 分裂の第一原因すなわちこの世の知恵	四三〇
第二項 分裂の第二原因すなわち神の知恵をおもんぱからざること	四三一
第三項 なおコリント人の争論をとがむ	四三二
第四項 パウロ自己の弁解	四三三
<b>第二編 コリント人の國民生活に関する規則</b>	四三六
第一項 近親相婚者の事件	四三七
第二項 信者間の訴訟	四三八
第三項 婚姻および童貞の身分	四三九
第四項 偶像に獻げし供物	四四〇
第五項 パウロ、生活上に自由を乱用せざりことを説	四四一

第六項	この理を應用して獻身を勧む	四四三
第七項	再び供物の問題を説く	四四四
<b>第二編</b>	<b>祭式に關する問題</b>	四四五
第一項	集会の時に避くべき弊害	四四六
第二項	靈的賜ものに關する教訓	四四七
<b>第四編</b>	<b>教理の問題すなわち復活のこと</b>	四四八
第一項	復活を証す	四四九
第二項	復活に關する難問に答う	四五〇
末文		四五一
序言		四五二
緒言		四五三
<b>第一編</b>	<b>パウロ使徒としての動作および氣質を弁護す</b>	四五四
第一項	パウロの眞実をとがめ得る者はあらじ	四五五
第二項	新約における使徒職	四五六
第三項	使徒たる者の苦痛	四五七
第四項	使徒たる者の生活	四五八
第五項	先の書簡に關して説明を与えコリント人との親睦を全うせんとする	四五九
<b>第二編</b>	<b>慈善を勧む</b>	四六〇
第一項	醸金の方法	四六一

第二項	施しの性質および効果	四六二
<b>第三編</b>	<b>パウロ反対者に對しておのが使徒たることを証す</b>	四六三
第一項	パウロの權力および勞力	四六四
第二項	パウロ、おのれを偽教師に比較す	四六五
結末		四六六
序言		四六七
冒頭		四六八
<b>第一編</b>	<b>パウロ自己についての弁駁</b>	四六九
第一項	パウロの使徒たることと、その教えとは神より出す	四七〇
第二項	パウロの使徒職はペトロおよび使徒たちに認められたり	四七一
<b>第一編</b>	<b>律法ならびに福音についての論難</b>	四七二
第一項	法律にて呪われ、信仰にて祝福を得	四七三
第二項	律法のもとにありては未丁年者なるに、信仰およびキリスト教のもとにありては丁年者となる	四七四
第三項	律法のもとにには奴隸なれども、信仰によりては自由の身なり	四七五
<b>第三編</b>	<b>実用的訓戒</b>	四七六
第一項	自由を奴隸の身分に変うべからず	四七七
第二項	特別の報告	四七八

結末

## エフェゾ書

序言	五〇九
冒頭	五二一

## 第一編 聖会の並びなき光榮

第一項 エフェゾ信徒のために感謝し祈祷す	五二二
第二項 神が教会を建て給いし方法	五二四
第三項 教会におけるパウロの聖役	五二六

## 第二編 以上の教理より出する実用的結果

第一項 教会一致の必要	五二八
第二項 キリスト教の聖徳は異教人の惡徳に反す	五二九
第三項 家庭における信者の義務	五三一
第四項 信者は雄々しく信仰のために戦うべし	五三三
結末	五四一

## フイリッピ書

序言	五三五
冒頭	五三七

第一項 バウロ自身の音信	五三九
第二項 実用的勧告	五四一

第三項 パウロ、フイリッピに遣わさんとする人々を質賛す	五四三
-----------------------------	-----

第四項 偽教師に用心して完徳に進むべし	五四五
---------------------	-----

第五項 種々の勧告および感謝	五五三
第六項 結束	五五五

## コロサイ書

序言	五五九
冒頭	五六〇

## 第一編 教理の部

第一項 キリストおよびその事業	五六一
第一款 コロサイ人のために感謝し祈祷す	五六〇
第二款 キリストおよびその事業は広大にして無比なり	五六七

## 第二編 倫理上の実用的勧告

第一項 信徒一般に関する教訓	五六九
第二項 家庭に関する教訓	五六九

結末	五六七
----	-----

## テサロニケ前書

序言	五六九
冒頭	五六九

## 第一編 パウロがテサロニケ人のためになせし

こと、ならびに彼らのこれに応ぜし次第	五六九
第一項 テサロニケにおけるパウロの布教	五六九
第二項 パウロがテサロニケを離れし以後の事実	五六九

<b>第二編 定理的教訓ならびに倫理上の勧告</b>	... 番号
第一項 道徳に関する勧告	... 五七
第二項 キリスト再臨に関する教訓	... 五八
第三項 倫理上の種々の勧告	... 五九
末文	... 六〇
<b>テサロニケ後書</b>	
序言	... 六一
冒頭	... 六二
<b>第一編 教理上すなわちキリストおよび世の終わりのこと</b>	... 六三
<b>第二編 倫理上すなわち種々の実用的教訓</b>	... 六四
結末	... 六五
<b>牧会書簡</b>	... 六六
<b>チモテオ前書</b>	
序言	... 六七
冒頭	... 六八
<b>第一編 教会のために要求するところ</b>	... 六九
第一項 教会のためによく戦うべし	... 七〇
第二項 祭典につきて守るべき規則	... 七一
第三項 聖職者の選抜	... 七二
<b>第一編 聖職者になすべきこと</b>	... 七三
<b>第二編 定理的教訓ならびに倫理上の勧告</b>	... 番号
第一項 聖職者として教うべきこと、および守るべき行状	... 六七
第二項 種々の人に対する法	... 六八
第三項 結末の教訓	... 六九
末文	... 七〇

<b>チモテオ後書</b>	
序言	... 六一
冒頭	... 六二
<b>第一編 福音のために恐れなく戦うべし</b>	... 六三
第一項 キリストに忠実ならんことを勧む	... 六四
第二項 労苦にかかわらず勇氣をふるうべし	... 六五
<b>第二編 謬説と棄教とを防ぐべし</b>	... 六六
第一項 謬説に対する処置	... 六七
第二項 教会の危険の要求	... 六八
結末	... 六九
<b>チト書</b>	
序言	... 六七
冒頭	... 六八
<b>第一編 よき聖職者の選択に関する教訓</b>	... 六九
<b>第二編 宣教および牧会の法則</b>	... 七〇
第一項 各階級の信徒の務め	... 七一
第二項 外界に対する信徒の務め	... 七二
結末	... 七三

## フレモン書

序言

本文

## &lt;ブレオ書

序言

## 第一編 新約は、はるかに旧約にまわれり

KOO

## 第一項 旧新両約における仲裁者の比較

KOI

## 第一款 キリストは大いに天使たちにまさり給う

KOI

## 第二款 キリストはモイゼにまさり給う

KOI

## 第二項 旧新両約における司祭職の比較

KOI

## 第一款 キリストはその御身をもって旧約の司祭にまさり給う

KOI

## 第二款 キリストはその司祭職の執行をもって旧約の司祭にまさり給う

KOI

## 第二編 道義的勧告

KII

## 第一項 一般にわたる勧告

KII

## 第一款 信仰を保ちて棄教の念に遠ざかるべし

KII

## 第二款 旧約時代の英雄の信仰の例

KII

## 第三款 既往の教訓を信者の現状に応用す

KII

## 第二項 特別の教訓

KII

## 第一款 社交的義務

KII

## 第二款 宗教的義務

KII

## 公書

結末

聖書

## ヤコボ書

序言

KII

## 第一項 患難および誘惑における忍耐を勧む

KII

## 第二項 活動する信仰の必要

KII

## 第三項 みだりに人を教えるとすること、および眞偽の知識

KII

## 第四項 惡欲および種々の欠点に対する意見

KII

## 第五項 種々の勧告

KII

## ペトロ前書

序言

KII

冒頭

KII

## 第一編 キリスト信徒の特典およびその要する

KII

## 聖徳

KII

## 第一項 信徒の賜わりし恵みを神に感謝す

KII

## 第二項 神の恵みに応じて生活すべし

KII

## 第一編 世間における信徒およびその主なる義務

KII

## 第一項 神のおほしめしよれる社会上の制度に服すべし

KII

## 第二項 信徒一般に対する教訓

KII

## 第三編 キリスト諸教会の内面の生活に関するもの

KII

第一項 現に守るべき行状	勧め	六五四
第二項 牧者および信徒に関する特別の勧告	六五五	六五五
結 末	六五七	六五七
<b>ペトロ後書</b>		
序 言	六五八	序 言
冒 頭	六五九	本 文
第一項 ますます徳行を積むべき必要およびそのゆえん	六六〇	ユ ダ 書
第二項 偽教師に対すること	六六一	序 言
第三項 キリストの降臨および世の終わり	六六二	冒 頭
<b>ヨハネ第一書</b>		本 文
序 言	六六三	結 末
冒 頭	六六四	
第一項 神は光にてましませば、われらは光の子として	六六五	 
生活すべし	六六六	 
第二項 神は義にてましませば、われらは義によるべし	六六七	 
第三項 神は愛にてましませば、われらは愛を有せざる	六六八	 
べからず	六六九	 
第一款 愛の起源、効果および印	六七〇	 
第二款 イエズス・キリストにおける信仰およびその	六七一	 
尊き結果	六七二	 
結 末	六七三	 

<b>ヨハネ第二書</b>		
序 言	六七四	序 言
本 文	六七五	本 文
結 末	六七六	結 末
<b>黙 示 錄</b>		
序 言	六七七	序 言
発 端	六七八	本 文
第一編 七教会に送る書簡	六七九	結 末
第二編 出現の書	六八〇	
第一項 七封印の巻物	六八一	 
第一款 予備の出現	六八二	 
第二款 小羊および七封印の巻物	六八三	 
第三款 六封印解かる	六八四	 
第四款 中間の二つの出現	六八五	 
第五款	六八六	 
第六款	六八七	 
第七款	六八八	 
第八款	六八九	 
第九款	六九〇	 
第十款	六九一	 
第十一款	六九二	 
第十二款	六九三	 
第十三款	六九四	 
第十四款	六九五	 
第十五款	六九六	 
第十六款	六九七	 
第十七款	六九八	 
第十八款	六九九	 
第十九款	七〇〇	 
第二十款	七〇一	 
第二十一款	七〇二	 
第二十二款	七〇三	 
第二十三款	七〇四	 
第二十四款	七〇五	 
第二十五款	七〇六	 
第二十六款	七〇七	 
第二十七款	七〇八	 
第二十八款	七〇九	 
第二十九款	七一〇	 
第三十款	七一一	 
第三十一款	七一二	 
第三十二款	七一二	 
第三十三款	七一三	 
第三十四款	七一四	 
第三十五款	七一五	 
第三十六款	七一六	 
第三十七款	七一七	 
第三十八款	七一八	 
第三十九款	七一九	 
第四十款	七二〇	 
第四十一款	七二一	 
第四十二款	七二二	 
第四十三款	七二三	 
第四十四款	七二四	 
第四十五款	七二五	 
第四十六款	七二六	 
第四十七款	七二七	 
第四十八款	七二八	 
第四十九款	七二九	 
第五十款	七三〇	 
第五十一款	七三一	 
第五十二款	七三二	 
第五十三款	七三三	 
第五十四款	七三四	 
第五十五款	七三五	 
第五十六款	七三六	 
第五十七款	七三七	 
第五十八款	七三八	 
第五十九款	七三九	 
第六十款	七四〇	 
第六十一款	七四一	 
第六十二款	七四二	 
第六十三款	七四三	 
第六十四款	七四四	 
第六十五款	七四五	 
第六十六款	七四五	 
第六十七款	七四六	 
第六十八款	七四七	 
第六十九款	七四八	 
第七十款	七四九	 
第七十一款	七五〇	 
第七十二款	七五一	 
第七十三款	七五二	 
第七十四款	七五三	 
第七十五款	七五四	 
第七十六款	七五五	 
第七十七款	七五六	 
第七十八款	七五六	 
第七十九款	七五七	 
第八十款	七五八	 
第八十一款	七五九	 
第八十二款	七六〇	 
第八十三款	七六一	 
第八十四款	七六二	 
第八十五款	七六三	 
第八十六款	七六四	 
第八十七款	七六五	 
第八十八款	七六六	 
第八十九款	七六七	 
第九十款	七六八	 
第九十一款	七六九	 
第九十二款	七七〇	 
第九十三款	七七一	 
第九十四款	七七二	 
第九十五款	七七三	 
第九十六款	七七四	 
第九十七款	七七五	 
第九十八款	七七六	 
第九十九款	七七七	 
第一百款	七七八	 
第一百一十一款	七七九	 
第一百二十二款	七八〇	 
第一百三十三款	七八一	 
第一百四十四款	七八二	 
第一百五十五款	七八三	 
第一百六十六款	七八四	 
第一百七十七款	七八五	 
第一百八十八款	七八六	 
第一百九十九款	七八七	 
第二百款	七八八	 
第二百一十一款	七八九	 
第二百二十二款	七九〇	 
第二百三十三款	七九一	 
第二百四十四款	七九二	 
第二百五十五款	七九三	 
第二百六十六款	七九四	 
第二百七十七款	七九五	 
第二百八十八款	七九六	 
第二百九十九款	七九七	 
三百款	七九八	 
三百一十一款	七九九	 
三百二十二款	八〇〇	 
三百三十三款	八〇一	 
三百四十四款	八〇二	 
三百五十五款	八〇三	 
三百六十六款	八〇四	 
三百七十七款	八〇五	 
三百八十八款	八〇六	 
三百九十九款	八〇七	 
四百款	八〇八	 
四百一十一款	八〇九	 
四百二十二款	八一〇	 
四百三十三款	八一一	 
四百四十四款	八一二	 
四百五十五款	八一二	 
四百六十六款	八一四	 
四百七十七款	八一五	 
四百八十八款	八一六	 
四百九十九款	八一七	 
五百款	八一八	 
五百一十一款	八一九	 
五百二十二款	八二〇	 
五百三十三款	八二一	 
五百四十四款	八二二	 
五百五十五款	八二三	 
五百六十六款	八二四	 
五百七十七款	八二五	 
五百八十八款	八二六	 
五百九十九款	八二七	 
六百款	八二八	 
六百一十一款	八二九	 
六百二十二款	八三〇	 
六百三十三款	八三一	 
六百四十四款	八三二	 
六百五十五款	八三三	 
六百六十六款	八三四	 
六百七十七款	八三四	 
六百八十八款	八三五	 
六百九十九款	八三六	 
七百款	八三七	 
七百一十一款	八三八	 
七百二十二款	八三九	 
七百三十三款	八四〇	 
七百四十四款	八四一	 
七百五十五款	八四二	 
七百六十六款	八四三	 
七百七十七款	八四四	 
七百八十八款	八四五	 
七百九十九款	八四五	 
八百款	八四六	 
八百一十一款	八四七	 
八百二十二款	八四八	 
八百三十三款	八四九	 
八百四十四款	八五〇	 
八百五十五款	八五一	 
八百六十六款	八五二	 
八百七十七款	八五三	 
八百八十八款	八五四	 
八百九十九款	八五五	 
九百款	八五六	 
九百一十一款	八五六	 
九百二十二款	八五七	 
九百三十三款	八五八	 
九百四十四款	八五九	 
九百五十五款	八六〇	 
九百六十六款	八六一	 
九百七十七款	八六二	 
九百八十八款	八六三	 
九百九十九款	八六四	 
一千款	八六五	 
一千一十一款	八六六	 
一千二十二款	八六七	 
一千三十三款	八六八	 
一千四十四款	八六九	 
一千五十五款	八七〇	 
一千六十六款	八七一	 
一千七十七款	八七二	 
一千八十八款	八七三	 
一千九十九款	八七四	 
二千款	八七五	 
二千一十一款	八七六	 
二千二十二款	八七七	 
二千三十三款	八七八	 
二千四十四款	八七九	 
二千五十五款	八八〇	 
二千六十六款	八八一	 
二千七十七款	八八二	 
二千八十八款	八八三	 
二千九十九款	八八四	 
三千款	八八五	 
三千一十一款	八八六	 
三千二十二款	八八七	 
三千三十三款	八八八	 
三千四十四款	八八九	 
三千五十五款	八九〇	 
三千六十六款	八九一	 
三千七十七款	八九二	 
三千八十八款	八九三	 
三千九十九款	八九四	 
四千款	八九五	 
四千一十一款	八九六	 
四千二十二款	八九七	 
四千三十三款	八九八	 
四千四十四款	八九九	 
四千五十五款	九〇〇	 
四千六十六款	九〇一	 
四千七十七款	九〇二	 
四千八十八款	九〇三	 
四千九十九款	九〇四	 
五千款	九〇五	 
五千一十一款	九〇六	 
五千二十二款	九〇七	 
五千三十三款	九〇八	 
五千四十四款	九〇九	 
五千五十五款	九一〇	 
五千六十六款	九一一	<

## 目次

(14)

第二項	七つのラッバ	セイ
第一款	予備の出現	セイ
第二款	初めの六つのラッバ	セイ
第三款	第七のラッバに先立てる中間の二出現	セイ
第四款	第七のラッバ、神の国を報ず	セイ
第三項	神の勝利に帰すべき戦いを示す七つの丘	セイ
第一款	婦人および龍	セイ
第二款	海より起こる獸	セイ
第三款	地より起こる獸	セイ
第四款	小羊および童貞者	セイ
第五款	三つの天使、神の宣告を伝う	セイ
第六款	人の子および刈り取り	セイ
第七款	穢いを有せる七つの天使	セイ
第四項	七つの器	セイ
第五項	大いなるペビロネの処罰	セイ
<b>第三編 キリストおよび聖会の決勝</b>		セイ
第一項	キリストの決勝	セイ
第二項	教会の決勝	セイ
末文		セイ
<b>付録</b>		
(1) 辞解		セイ
(2) 主日および祝日のミサで奉読される書簡と福音		セイ
(3) 四福音書和合表		セイ
(4) 主要な引証		セイ

- (1) 辞解  
 (2) 主日および祝日のミサで奉読される書簡と福音  
 (3) 四福音書和合表  
 (4) 主要な引証

(10) セイ